

吸収分割に関する事後開示書面
(会社法第 791 条第1項第1号及び第 801 条第3項第2号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(吸収分割会社)
株式会社ビーネックスグループ
(旧社名：株式会社トラスト・テック)

(吸収分割承継会社)
株式会社ビーネックステクノロジーズ

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社ビーネックスグループ（2020年1月1日付で株式会社トラスト・テックから商号変更。以下、「分割会社」といいます。）と株式会社ビーネックステクノロジーズ（以下、「承継会社」といいます。）は、分割会社において2019年9月27日開催の株主総会、承継会社において2019年9月25日開催の株主総会において、承認決議されました吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年1月1日を効力発生日として、分割会社のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めにより開示すべき事項は、以下のとおりであります。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2020年1月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）
会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
分割会社は、会社法第785条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2019年11月15日付電子公告をもって、本件吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を株主に対して公告しましたが、会社法第785条第1項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
本件吸収分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権は発行しておりませんでしたので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）
分割会社は、承継会社への債務の承継を全て重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）
会社法第796条の2に基づき、承継会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）
承継会社は、会社法第797条第3項の規定により、2019年11月15日付で株主に対し通知を行いました。会社法第797条第1項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2019 年 11 月 15 日付官報において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、2019 年 11 月 15 日付で知れている債権者に対して本件吸収分割に対する異議申述の個別催告をいたしましたが、所定の期間内に会社法第 799 条第 1 項の規定に基づく異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2020 年 1 月 1 日をもって、本件吸収分割契約の別紙に記載された権利義務を承継いたしました。なお、本件吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額は、次のとおりです。

資産： 9,981 百万円（2019 年 8 月時点の暫定額）

負債： 6,210 百万円（2019 年 8 月時点の暫定額）

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

本件吸収分割における分割会社及び承継会社の変更登記申請は、2020 年 1 月 6 日に行う予定です。

6. 前各項に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

分割会社は、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（平成 12 年法律第 103 号。以下、「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、「商法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者との協議を行い、また、労働契約承継法第 2 条に基づき、2019 年 9 月 4 日付にて労働者に対して本件吸収分割に関する通知を行いました。所定の期間内に異議を申し出た労働者はありませんでした。

以 上

2020 年 1 月 6 日

東京都港区東新橋二丁目 1 4 番 1 号
株式会社ビーネックスグループ
代表取締役社長 西田 穰

東京都港区東新橋二丁目 1 4 番 1 号
株式会社ビーネックステクノロジーズ
代表取締役社長 西田 穰